

政 令

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和二年十二月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第三百四十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項、第五十七条の二第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

別表第九第五百三十号の次に次の一号を加える。

五百三十の二 ベンチルアルコール

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物（この政令による改正前の労働安全衛生法施行令第十八条第一号及び第二号に掲げる物を該当するものを除く。）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和三年六月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 菅 義偉

告 示

○法務省告示第三四二二号
左記の者の中韓と係る日本国と韓国の併は、これを許回する。
令和二年十二月二日
法務大臣 上川 陽子

住所 三重県四日市市別山1丁目205番地2
村井洋子 昭和32年12月29日生

住所 三重県四日市市高角町2984番地1
李和泉 昭和56年5月4日生

住所 さいたま市北区東大塚町1丁目44番地1
劉環 平成9年5月23日生

住所 埼玉県川口市川口3丁目3番1-817号
張可 平成元年10月2日生

住所 茨城県鹿嶋市下末吉5丁目8番17号
アザンツァリフ・アラエリ・ベナム 昭和42年8月4日生

住所 茨城県鹿嶋市小柴1丁目3番地10
ロージャンバクシユ・ナーセル 昭和44年3月2日生

住所 富山県五箇1759番地7
ルーツ・クレメンツァ・アールバラジシ・コント
レウス 昭和44年1月23日生

住所 東京都新宿区大久保3丁目9番5-213号
田部平 平成7年8月8日生

住所 千葉県東金市田間2丁目23番地8
ウエル・ビツ・タリク・シダキキ 平成元年8月13日生

住所 千葉県成田市加良部1丁目1番地3
王亦隆 昭和53年1月13日生

住所 東京都品川区荏原5丁目7番14号
金緒美 昭和45年10月23日生

住所 東京都品川区荏原5丁目7番14号
金英祐 昭和50年8月30日生

住所 神戸市垂水区本多町4丁目1番254-305号
チユタン・フアン 昭和57年11月26日生

住所 川崎市幸区南加瀬1丁目13番15-605号
スパーボーン・インクニ 昭和61年9月4日生

住所 シンジャン・フー 平成30年6月3日生

住所 神奈川県平塚市田村1丁目14番16号
劉順子 昭和30年7月17日生

住所 川崎市中原区荏原36番8-609号
佐清美 昭和39年4月23日生

住所 長崎県諫早市小川町298番地5
梁寛人 昭和47年1月23日生

住所 昭和三十四年2月6日生
金明香 昭和54年2月6日生

住所 平成17年11月1日生
梁謙太郎 平成17年11月1日生

住所 平成21年4月16日生
梁慶隆 平成21年4月16日生

住所 福岡市西区内環1丁目17番1-501号
李慶英 昭和41年11月23日生

住所 栃木県宇都宮市宝木町1154番地1
トラン・フン・ヒョ 平成10年6月24日生

住所 千葉県鎌倉市谷津道野辺本町2丁目7番1号
李珍貴 平成6年5月1日生

住所 大阪府都島区都島南道1丁目5番26号
金英美 昭和62年2月14日生

住所 大阪府東成区中道2丁目24番23-1105号
崔正己 昭和58年1月29日生

住所 大阪府平野区平野宮町1丁目6番3-1002号
李明孝 昭和28年12月6日生

住所 昭和三十年6月10日生
金錦江 昭和30年6月10日生

住所 大阪府天王寺区上本町6丁目3番31-1022号
康中五 昭和5年11月15日生

住所 大阪府住之江区安立2丁目3番4号
李貞幸 昭和52年5月23日生

住所 大阪府北区長和中2丁目1番24-1001号
金直樹 昭和60年10月11日生

住所 大阪府都島区毛馬町2丁目11番11-914号
成浩一 昭和32年11月1日生

住所 昭和2年2月19日生
成貴英 平成2年2月19日生

住所 大阪府東住吉区今津4丁目2番16号
姜政美 昭和47年7月28日生

住所 大阪府平野区加美北1丁目11番17-503号
庚ナヤサ 昭和57年10月5日生

住所 大阪府北区同心1丁目2番6-1105号
李玉蓮 昭和55年3月27日生

住所 大阪府生野区豊東三丁目3番28-804号
金正勝 昭和38年10月10日生

住所 大阪府鶴見区徳2丁目2番2-102号
金源 平成6年5月29日生

住所 大阪府和泉市いぶき野4丁目1番4-1011号
朴鎮浩 昭和51年7月13日生

住所 昭和54年1月23日生
文洋子 昭和54年1月23日生

住所 平成27年7月14日生
朴慶衣 平成27年7月14日生

住所 大阪府茨木市畑田町19番2号
朴敬也 昭和42年8月1日生

住所 堺市北区百舌鳥赤浜町3丁目38番地1
金由華 昭和62年7月4日生

住所 大阪府生野区小路東2丁目3番7号
津英智 昭和50年9月30日生

住所 大阪府生野区小路1丁目5番23号
高在晋 昭和44年11月30日生

住所 大阪府生野区小路東2丁目22番20号
高明彦 昭和48年6月9日生

住所 大阪府天王寺区小橋町13番12-802号
李基代 昭和39年8月23日生

住所 平成8年8月12日生
吳澤太郎 平成8年8月12日生

住所 平成9年9月26日生
吳康次郎 平成9年9月26日生

住所 大阪府東大阪市藤原西1丁目12番18号
曹昌植 昭和39年8月25日生

住所 昭和44年3月4日生
金幸彦 昭和44年3月4日生

住所 平成8年10月9日生
曹晴香 平成8年10月9日生

住所 東京都西東京市富士町4丁目12番11号
曹容福 平成15年4月12日生

住所 堺市中区伏魔764番地2.
新基好 昭和51年12月20日生

住所 堺市西区堀上線町3丁目19番19号
姜麗明 昭和62年7月20日生

住所 大阪府城東区鶴野東1丁目3番8号
趙利世 昭和19年3月20日生

住所 昭和26年12月7日生
李秀烈 昭和26年12月7日生

住所 大阪府中央区内濠路町3丁目2番15-704号
趙幹男 昭和56年1月30日生

住所 大阪府東住吉区西今川3丁目29番10号
方静 昭和44年9月19日生

住所 平成15年3月29日生
蔡綾琪 平成15年3月29日生

住所 川崎市中原区木月4丁目32番14-202号
蔡元斌 平成9年11月29日生

住所 高知県四万十市中村東町3丁目11番15号
朴香潤 昭和45年7月11日生

住所 平成22年10月5日生
朴ナヤ 平成22年10月5日生

住所 福岡市城南区境1丁目9番1-403号
李涼子 昭和59年5月11日生

住所 福岡市東区香椎東3丁目13番39-405号
李樹 平成2年3月23日生

住所 愛知県豊洲市西枇杷島町芳野3丁目70番地17
金千聖 平成3年8月13日生

住所 名古屋市守山区大字上志段味字竹の腰371番地1
趙淑良 昭和55年10月22日生

住所 名古屋市西区山木1丁目154番地
吳静子 昭和25年5月24日生

住所 福岡市中央区港3丁目7番12号
諸眞樹 昭和50年2月3日生



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

〔省 令〕

○労働安全衛生規則の一部を改正する
省令（厚生労働一九三）

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関
係

会社その他

会社決算公告

一 三 三 三

省

令

○厚生労働省令第九十三号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百四十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二日

厚生労働大臣 田村 憲久

労働安全衛生規則の一部を改正する省令
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表第一(第三十条、第三十四条の二関係)			
物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)
(略)		(略)	
ヘルフルオロオクタン酸アン モニウム塩	(略)	ヘルフルオロオクタン酸アン モニウム塩	(略)
ベンジルアルコール	一パーセント未満	(新設)	
キシレン	(略)	キシレン	(略)
(略)		(略)	
別表第二(第三十条、第三十四条の二関係)			
物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)	物	第三十条に規定する含有量(重量パーセント)
(略)		(略)	
ヘルフルオロオクタン酸アン モニウム塩	(略)	ヘルフルオロオクタン酸アン モニウム塩	(略)
キシレン	(略)	キシレン	(略)
(略)		(略)	

破産手続開始の公告

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和2年(ワ)第2289号
横浜市長谷区弘向町1058番地3
債務者 株式会社ハーベストホーム
代表者代表取締役 高谷 豊

- 1 決定年月日時 令和2年11月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大熊 一彦
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年1月27日午前11時10分
横浜地方裁判所第3民事部

破産手続開始の公告

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和2年(ワ)第1056号
仙台市宮城野区榴岡2丁目3-14-202
債務者 株式会社P. M. D.
代表者代表取締役 奥村 千晶

- 1 決定年月日時 令和2年11月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 石井 慎也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年2月12日午前11時20分
仙台地方裁判所第4民事部破産係

破産手続開始の公告

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和2年(ワ)第2435号
横浜市南区中里3丁目3番地11-508号
債務者 株式会社シロア
代表者代表取締役 海老名 仁

- 1 決定年月日時 令和2年11月17日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 穴戸 留美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年2月3日午前10時30分
横浜地方裁判所第3民事部

破産手続開始の公告

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和2年(ワ)第331号
静岡県沼津市下香馬場488番地
債務者 有有限会社丸五商店
代表者取締役 林 英理

- 1 決定年月日時 令和2年11月16日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平 和晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年2月16日午前10時
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始の公告

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和2年(ワ)第971号
京都市伏見区深草小久保町57番地
債務者 有有限会社ホームワーク京都
代表者代表取締役 山本 一雄

- 1 決定年月日時 令和2年11月17日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 長谷川正明
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和3年2月17日午前10時30分
京都地方裁判所第5民事部破産係